

豊岡市手話通訳者派遣事業実施要綱

平成30年3月30日豊岡市告示第111号

改正 令和3年3月26日豊岡市告示第90号

(目的)

第1条 この事業は、日常生活を営むことに支障がある聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）と他者との意思疎通を支援するため手話通訳者を派遣することによって、円滑なコミュニケーションを図り、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の一部の実施を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 市内に住所を有する聴覚障害者等であって、手話通訳により円滑な意思の疎通を図ることができる者
- (2) 市内に住所を有し、かつ、手話通訳によって聴覚障害者等と円滑な意思の疎通を図る必要がある者
- (3) 市内に住所を有し、かつ、手話通訳によって聴覚障害者等と円滑な意思の疎通を図る必要がある団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める者又は団体

(派遣対象事由)

第4条 手話通訳者の派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 生命及び健康の維持増進に関する場合
- (2) 財産、労働その他の権利義務に関する場合
- (3) 官公庁、裁判所、警察、学校その他の公的機関と連絡調整を図る場合
- (4) 社会参加を促進する学習活動等に関する場合
- (5) 冠婚葬祭その他の地域生活及び家庭生活に関する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合

2 前項の派遣の目的が、営業活動等の経済的活動、宗教活動、政治活動及び通年かつ長期にわたる活動に係るものであるときは、派遣を行わない。

(派遣区域)

第5条 手話通訳者の派遣区域は、市内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(派遣申請)

第6条 手話通訳者の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急を要する場合を除き、個人の場合は、派遣を受けようとする日の7日前までに、団体

の場合は1箇月前までに手話通訳者派遣申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、それを適當と認めたときは、手話通訳者派遣決定通知書（様式第2号）により派遣の決定を通知し、却下したときは、手話通訳者派遣却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（手話通訳者の登録、派遣等）

第7条 市長は、聴覚障害者等の福祉に理解と熱意があり、手話技術を取得している者の中から面接等により選定し、手話通訳者として登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録した手話通訳者に対し、手話通訳者身分証明書を交付するものとする。

- 3 市長は、手話通訳者の派遣を行う場合は、登録した手話通訳者の中から、その技能程度、活動経験、活動希望内容等を考慮し、派遣する者を選定するとともに、手話通訳者派遣依頼書（様式第4号）により派遣依頼を行うものとする。

- 4 市長は、登録した手話通訳者の健康管理と資質の向上を図るため、検診、研修等を実施するものとする。

（費用負担）

第8条 手話通訳者の派遣に要する費用は、市の負担とする。ただし、手話通訳業務を行う際に必要となる手話通訳者に係る交通費、会場入場料その他これらに類する費用は申請者の負担とする。

- 2 前項に定める手話通訳者の派遣に要する費用は、別表に定める額とする。

（手話通訳者の任務）

第9条 手話通訳者は、市長からの日時、場所、内容等の指示及び連絡に基づき、手話通訳業務を行うものとし、業務が終了したときは、手話通訳者活動報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 手話通訳者は、この事業目的を正しく認識し、常に聴覚障害者等の人権を尊重し、手話通訳業務を行うものとする。

（遵守事項）

第10条 手話通訳者は、業務を通じて知り得たことを第三者に漏らしてはならない。また、登録者でなくなった後も同様とする。

- 2 手話通訳者は、職務及び地位を利用して政治、宗教その他営利を目的とした行為をしてはならない。

- 3 手話通訳者は、業務遂行中においては、市長の発行する身分証明書を携帯しなければならない。

（手話通訳者の登録抹消）

第11条 市長は、登録された手話通訳者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 手話通訳者から登録辞退の申出があったとき
- (2) 前条に規定する義務に違反したとき
- (3) 市長が手話通訳者として不適当と認めたとき

2 手話通訳者は、前項により登録を抹消されたときは、直ちに手話通訳者身分証明書を市長に返還しなければならない。

(ひょうご通訳センターとの連携)

第12条 この事業は、派遣申請内容により、ひょうご通訳センター事業を活用することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日豊岡市告示第90号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

手話通訳者派遣費用額

区分	金額	備考
手話通訳士及び全国統一試験合格者	1時間まで 2,000円 1時間を超えた場合、30分毎 1,000円	夜間（午後10時から翌日の午前5時まで）は左記金額に50%を加算するものとする。
上記以外	1時間まで 1,500円 1時間を超えた場合、30分毎 750円	
派遣に要する交通費	・公共交通利用の場合は実費 ・自家用車を使用した場合は、1kmにつき37円。（1km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる）	手話通訳者の自宅等から派遣場所までの往復に要した経費

様式第1号（第6条関係）

手話通訳者派遣申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

TEL・FAX _____

下記により手話通訳者の派遣を申請します。

派遣日時	年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで
派遣場所(名称)	TEL・FAX
所在地	
待合せ場所	
待合せ時間	時 分
派遣対象の聴覚障害者等	
派遣内容	
備考	

【派遣申請における注意事項】

手話通訳業務を行う際に必要となる手話通訳者に係る交通費その他経費については、申請者の負担となります。ただし、手話通訳者が申請者と待合せをする場所までの交通費は無料です。

様式第2号(第6条関係)

手話通訳者派遣決定通知書

年　月　日

様

豊岡市長

印

年　月　日付けで申請のありました手話通訳者の派遣について次のとおり
決定したので通知します。

手話通訳者氏名						
派遣日時	年　月　日 ()				時　　分　から	
派遣場所(名称)						
所在地						
待合せ場所						
待合せ時間	時　　分					
派遣対象の聴覚障害者等						
備考	手話通訳業務を行う際に必要となる手話通訳者に係る交通費その他 経費は、申請者の負担とします。					

様式第3号(第6条関係)

年　月　日

様

豊岡市長

印

手話通訳者派遣却下通知書

年　月　日付けで申請のありました手話通訳者派遣事業による手話通訳者の派遣について、次の理由で却下したので通知します。

《却下理由》

様式第4号(第7条関係)

手話通訳派遣依頼書

年　月　日

様

豊岡市長

印

次のとおり手話通訳を依頼します。

申請者								
派遣対象の聴覚障害者等								
派遣日時	年	月	日	()	時	分から	時	分まで
派遣場所								
所在地								
待合わせ場所								
待合わせ時間								
派遣内容								
備考								

様式第5号(第9条関係)

手話通訳者活動報告書

豊岡市長 様

手話通訳者氏名

次のとおり報告します。